

○貝塚市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、貝塚市建設工事検査要領（平成29年4月3日施行。以下「検査要領」という。）第13条に規定する成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定対象)

第2条 評定は、検査時の契約金額が130万円以上の建設工事を対象として行うものとする。ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込み工事、建物等の解体工事等で市長が必要でないと思えたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 前条の評定を行うもの（以下「評定者」という。）は、検査要領第2条第2号に定める監督職員（以下「監督職員」という。）及び同条第3号に定める検査員（以下「検査員」という。）とする。

(評定の方法)

第4条 評定者は、監督又は検査で確認した事項について、工事ごと及び評定者ごとに独立して厳正かつ的確に評定を行うものとする。

2 評定者は、市長が別に定める成績評定基準に基づいて評定を行い、成績評定書を作成するものとする。

(評定の時期)

第5条 監督職員は建設工事竣工時に、検査員は検査実施時にそれぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の報告)

第6条 検査員は、検査の成績評定結果（以下「評定結果」という。）について、監督職員の評定結果と併せて契約検査課長に報告し、その決裁を受けるものとする。

2 契約検査課長は、報告を受けた評定結果が貝塚市入札参加停止要綱（平成25年12月2日施行。以下「入札参加停止要綱」という。）別表3の項（契約不履行等）に掲げる場合に該当するときは、貝塚市建設工事等入札契約審査委員会（以下「入札契約審査会」という。）に速やかにその旨を報告するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 契約検査課長は、検査員からの報告に基づき、検査要領第10条に規定する検査合格証に成績評定点を記載し、「項目別評定点内訳表」（様式第1号）を添付して、評定結果を速やかに当該契約の相手方（以下「受注者」という。）に通知するものとする。

(評定結果の説明請求等)

第8条 前条に規定する通知を受けた受注者は、その評定結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に「成績評定結果に関する説明請求書」（様式第2号。以下「説明請求書」という。）により、契約検査課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求められた場合、契約検査課長は、入札契約審査会に諮った上で「成績評定結果に関する説明請求に対する回答書」（様式第3号。以下「回答書」という。）により回答するものとする。

3 契約検査課長は、第1項に規定する請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、説明請求書を受け取った日から起算して14日（休日を含む。）以内にその請求を却下することができる。この場合において、説明請求の却下は、「却下通知書」（様式第4号）により受注者に通知するものとする。

4 契約検査課長は、第2項の規定による回答を行ったときは、当該説明請求書及び回答書の内容を「成績評定結果に関する説明請求と回答表」（様式第5号）に記載するものとする。

（評定結果の再説明請求等）

第9条 前条第2項の回答書を受理した受注者は、その評定結果についてなお疑義があるときは、回答書を受理した日から起算して14日（休日を含む。）以内に「成績評定結果に関する再説明請求書」（様式第6号。以下「再説明請求書」という。）により、契約検査課長に対して評定の内容について再説明を求めることができる。

2 契約検査課長は、前項の規定による再説明請求があったときは、速やかに入札契約審査会に審議を依頼するものとし、その報告を踏まえ、「成績評定結果に関する再説明請求に対する回答書」（様式第7号。以下「再回答書」という。）により回答するものとする。

3 契約検査課長は、第1項に規定する請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、再説明請求書を受け取った日から起算して14日（休日を含む。）以内にその請求を却下することができる。この場合において、再説明請求の却下は、「却下通知書」（様式第4号）により受注者に通知するものとする。

4 契約検査課長は、第2項の規定による再回答を行ったときは、当該再説明請求書及び再回答書の内容を「成績評定結果に関する再説明請求と回答表」（様式第8号）に記載するものとする。

（評定結果通知後の減点措置及び通知等）

第10条 市長は、契約検査課長が第7条の規定による通知を行った後、受注者が当該契約に関して次の各号の表に定める措置等の内容に該当した場合は、それぞれ当該各号の表に定める点数を当該契約の評定結果から減点するものとする。

(1) 入札参加停止要綱に基づき措置されたことによる減点

措置等の内容	点数
1 当該契約に関して入札参加停止期間が3月以上	10点
2 当該契約に関して入札参加停止期間が2月以上3月未満	8点
3 当該契約に関して入札参加停止期間が1月以上2月未満	6点
4 当該契約に関して入札参加停止要綱上の警告	4点
5 当該契約に関して入札参加停止要綱上の注意喚起	2点

注1) 第7条の規定による通知を行った日から5年を経過した日の属する年度末までに上の措置が行われた場合に実施する。

注2) 「入札参加停止要綱に基づき措置されたことによる」とは、受注者が同要綱に定める措置要件に明らかに該当するが、入札参加登録を行っていないことにより入札参加

停止等の措置がなされなかった場合も含むものとする。

- (2) 貝塚市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成 24 年 10 月 1 日施行）に基づき措置されたことによる減点

措置等の内容	点数
1 当該契約に関して入札参加除外	10 点

注 1) 第 7 条の規定による通知を行った日から 1 年を経過した日の属する年度末までに上の措置が行われた場合に実施する。

注 2) 「貝塚市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき措置されたことによる」とは受注者が同要綱に定める措置要件に明らかに該当するが、入札参加登録を行っていないことにより入札参加除外等の措置がなされなかった場合も含むものとする。

- (3) 契約書に規定する完成検査時の指示事項（軽微な瑕疵修補指示）に対する不履行による減点

措置等の内容	点数
当該契約に関して完成検査時の指示事項（軽微な瑕疵修補指示）に対する不履行	4 点

注) 市長は、工事主管課長から完成検査時の指示事項（軽微な瑕疵修補指示）に対する不履行の報告を受けた場合は、入札契約審査会に速やかにその旨を報告するものとする。

2 前項の規定による減点を行った場合、契約検査課長は、「成績評定減点通知書」（様式第 9 号）により当該受注者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定による減点を行った後の評定結果については、第 6 条第 2 項及び入札参加停止要綱第 3 条の規定は適用しないものとする。

（減点通知の説明請求等）

第 11 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた受注者は、その評定結果の減点について疑義があるときは、当該通知を受けた日から起算して 14 日（休日を含む。）以内に「成績評定減点に関する説明請求書」（様式第 10 号。以下「減点説明請求書」という。）により、契約検査課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求められた場合、契約検査課長は、入札契約審査会に諮った上で「成績評定減点に関する説明請求に対する回答書」（様式第 11 号。以下「減点に関する回答書」という。）により、当該受注者に回答するものとする。

3 市長は、前項の規定による回答が行われたときは、当該減点説明請求書及び減点に関する回答書の内容を「成績評定減点に関する説明請求と回答表」（様式第 12 号）に記載するものとする。

（細則）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、建設工事の契約に係る成績評定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、同日以降検査するものから適用する。

様式第1号（第7条関係）

項目別評定点内訳表			
工事番号			
工事名称			
評価項目		評点	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	2.9	/ 3.3
	II. 配置技術者	2.9	/ 4.1
2. 施工状況	I. 施工管理	9.4	/13.0
	II. 工程管理	6.1	/ 8.1
	III. 安全対策	6.2	/ 8.8
	IV. 対外関係	2.9	/ 3.7
3. 出来形 及び 出来栄	I. 出来形	9.3	/14.9
	II. 品質	9.4	/17.4
	III. 出来栄	6.5	/ 8.5
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	3.3	/ 7.3
5. 創意工夫	I. 創意工夫	2.9	/ 5.7
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	3.2	/ 5.2
7. 評 定 点 計		65.0	/100
8. 法 令 遵 守 等			
評 定 点 合 計		65	/100

※ 評定点は65点を基礎点として加点、減点しています。

様式第2号（第8条関係）

（元号） 年 月 日

貝塚市契約検査課長 様

受注者名 印

成績評定結果に関する説明請求書

（元号） 年 月 日付け検査合格書の成績評定結果について、
下記により説明を求めます。

記

1 工 事 名 称

2 説明請求の理由

（備考）この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成できるものとする。

様式第3号（第8条関係）

貝契検 第 号
(元号) 年 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者職氏名 様

貝塚市契約検査課長 氏名 印

成績評定結果に関する説明請求に対する回答書

(元号) 年 月 日付け検査合格書の成績評定結果に関する説明請求
について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名称

2 説明請求に対する回答

教示（再説明請求について）

この回答書による説明に疑義がある方は、回答書を受け取った日から起算し、14日（休日を含む）以内に、「成績評定結果に関する再説明請求書（様式第6号）」により契約検査課に再説明を求めることができます。

再説明請求があった場合は、貝塚市建設工事等入札契約審査委員会に審議を依頼し、この審査結果を踏まえた上で、契約検査課から受注者に対し「成績評定結果に関する再説明請求に対する回答書（様式第7号）」により回答します。

なお、再説明請求が請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、再説明請求を受け取った日から起算して14日（休日を含む）以内にその請求を却下し、「却下通知書（様式第4号）」により通知します。

様式第4号（第8条、第9条関係）

貝契検 第 号
(元号) 年 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者職氏名 様

貝塚市契約検査課長 氏名 印

却 下 通 知 書

(元号) 年 月 付け検査合格書の成績評定結果に関する（再）説明請求
について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

1 工事名称

2 説明請求の理由

3 却下理由

様式第6号（第9条関係）

（元号） 年 月 日

貝塚市契約検査課長 様

受注者名

印

成績評定結果に関する再説明請求書

（元号） 年 月 日付け検査合格書の成績評定結果について、
下記により説明を求めます。

記

1 工事名称

2 説明請求の理由

（備考）この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成できるものとする。

様式第7号（第9条関係）

貝契検 第 号
(元号) 年 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者職氏名 様

貝塚市契約検査課長 氏名 印

成績評定結果に関する再説明請求に対する回答書

(元号) 年 月 日付け検査合格書の成績評定結果に関する説明請求について、貝塚市建設工事等入札契約審査委員会の審議をふまえ、下記のとおり回答します。

記

1 工事名称

2 説明請求に対する回答

様式第9号（第10条関係）

貝契検 第 号
(元号) 年 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者職氏名 様

貝塚市契約検査課長 氏名 印

成績評定減点通知書

貴社が受注した下記契約に係る成績評定を減点しましたので通知します。

記

- 1 工事名称
- 2 工 期 (元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで
- 3 契約金額
- 4 今回再通知成績評定 点
(既通知成績評定 点)
- 5 減点理由

なお、この減点通知の結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日（休日含む。）以内に、当職に対しその旨を付した書面により説明を求めることができます。

様式第 10 号（第 11 条関係）

（元号） 年 月 日

貝塚市契約検査課長 様

受注者名 印

成績評定減点に関する説明請求書

（元号） 年 月 日付け成績評定減点通知書について、
下記により説明を求めます。

記

1 工事名称

2 説明請求の理由

（備考）この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成できるものとする。

様式第 11 号（第 11 条関係）

貝契検 第 号
(元号) 年 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者職氏名 様

貝塚市契約検査課長 氏名 印

成績評定減点に関する説明請求に対する回答書

(元号) 年 月 日付け成績評定減点通知書に関する説明請求について、
下記のとおり回答します。

記

1 工事名称

2 説明請求の理由